



平成28年1月から「個人番号カード」の交付が始まります

平成27年10月から順次、12桁の個人番号を記載した「通知カード」が世帯ごとに送付されます。平成28年1月から、申請した方には「個人番号カード」(顔写真付きのICカード)が交付されます。

※通知カードを確実に受け取っていただくため、今のお住まいと住民票の住所が異なる方は、お早めにお住まいの市区町村に住民票の異動届け出をお願いします。
※個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として使うことができます。



①通知カード

通知カードは紙製のカードを予定しており、券面に個人番号・氏名・住所・生年月日・性別が記載されます。

②個人番号カード

個人番号カードは、本人確認のための身分証明書として利用できるほか、カードのICチップに搭載された電子証明書を用いて、e-Taxをはじめとした各種電子申請にも使用できます(カードに記録されるのは、券面に記載された氏名・住所・個人番号などに限られ、所得などの情報は記録されません)。

③個人番号カードの交付

通知カードが届いた後、申請した方には、平成28年1月以降、個人番号カードが交付されます。
※発行手数料は無料

※市では、コンビニエンスストアでの証明書交付などに個人番号カードを活用していく予定です。また、市が交付するカードとの一体化を進めていきます。
※住民基本台帳カードは、有効期限まで利用できます。ただし、個人番号カードとの重複所持はできません。

□通知カード・個人番号カードのお問い合わせ

◆市民課 ☎(☎042-460-9820)
保 ☎(☎042-438-4020)



個人番号を安全に活用するための取り組み

マイナンバー制度の運用に伴う個人情報の利用については、システム制御や多方面からの監視により、厳密に取り組んでいきます。

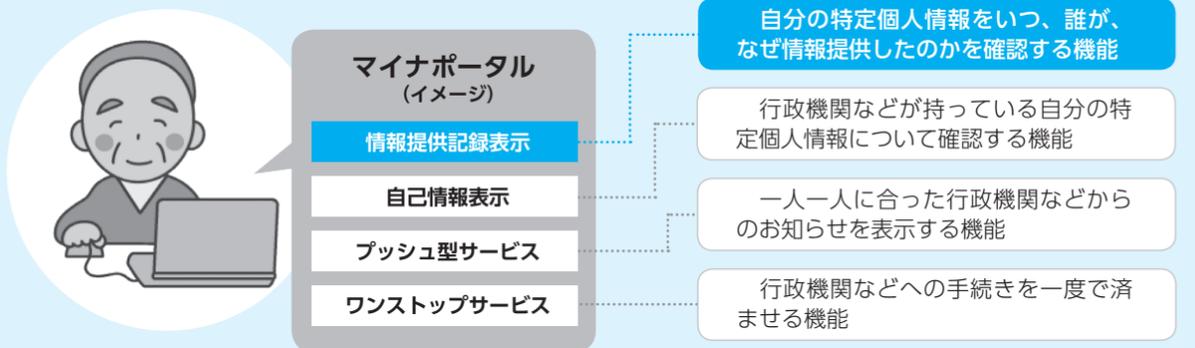
- 1 制度による保護措置**
 - ① 法律の規定によるものを除き、特定個人情報^{*1}の収集・保管、特定個人情報ファイル^{*2}の作成を禁止します。
 - ② 国の特定個人情報保護委員会による監視・監督が行われます。
 - ③ 法律に違反した場合の罰則が強化されます。

※1 特定個人情報…個人番号を含む個人情報
※2 特定個人情報ファイル…特定個人情報の電子データ
- 2 システムによる保護措置**
 - ① 個人情報を一元的に管理せず、複数の機関による分散管理を行い、必要ときにネットワークを通じて情報の照会・提供を行います。
 - ② 個人番号をそのまま利用せず、符号を用いた情報連携を行います。
 - ③ アクセス制御により、アクセスできる人を制限し、管理します。
 - ④ 情報をネットワーク上でやりとりする際には通信を暗号化します。
- 3 特定個人情報保護評価の実施**

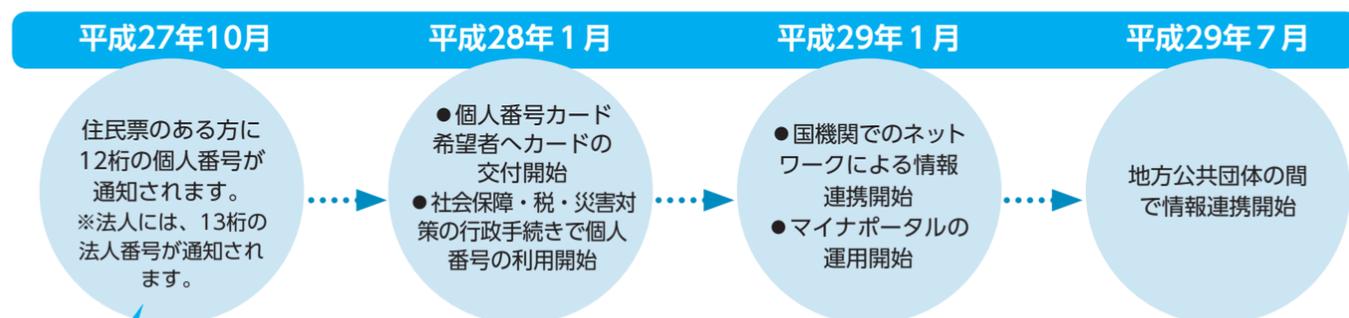
特定個人情報保護評価は、特定個人情報を持つ機関が情報の漏えい、そのほかの事態を発生させるリスクを認識・分析し、リスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認するためのものです。

市では、特定個人情報保護評価書を作成し、個人情報の取り扱いを監視・監督する国の機関へ提出することで、個人情報の保護を図ります。その後も継続的に年1回以上の見直しを実施していきます。

4 情報提供記録開示システム(マイナポータル)
行政機関が個人番号の付いた自分の個人情報をやりとりした記録などを、自宅のパソコンなどから確認できるシステムが国において整備されます。
※情報提供記録開示システム(マイナポータル)は、平成29年1月から稼働予定です。
※システムの機能の詳細は、国において検討中です。



マイナンバー制度導入のスケジュール



お問い合わせ
マイナンバー制度の最新情報は、内閣官房HPでご確認ください。
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
□マイナンバー制度のコールセンター
☎0570-20-0178 (日本語窓口)
☎0570-20-0291 (外国語窓口)
◆情報推進課 ☎(☎042-460-9806)

法人番号
法人には、1法人につき1つの法人番号(13桁)が指定され、平成27年10月以降、書面により国税庁から登記上の所在地に通知されます。法人番号はインターネットで公開され、個人番号とは異なり、利用範囲の制約がなく、どなたでも自由に利用できます。

法人番号の最新情報は、国税庁HPでご確認ください。
<http://www.nta.go.jp/sonota/sonota/osirase/mynumberinfo/index.htm>